

地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成28年3月31日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第4号

地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(瀬戸市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 瀬戸市職員の給与に関する条例(昭和36年瀬戸市条例第4号)

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項の規定に基づき、一般職に属する職員(以下「職員」という。)の給与について定めるものとする。 (給料表) 第4条 給料は、別表第1に定める給料表によるものとする。 2 <省略> (職務の級) 第5条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第2に定める等級別基準職務表によるものとする。この場合において、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第6項の規定に基づき、一般職に属する職員(以下「職員」という。)の給与について定めるものとする。 (給料表) 第4条 給料は、別表に定める給料表によるものとする。 2 <省略> (職務の級) 第5条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、市長が定める。

が同程度の職務は、市長が定める。			
2及び3 <省略>		2及び3 <省略>	
別表第1 (第4条関係)		別表 (第4条関係)	
<省略>		<省略>	
別表第2 (第5条関係)			
職務の 級	標準的な職務		
1級	主事又はこれに相当する職を除く職の職務		
2級	主事又はこれに相当する職の職務		
3級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務又はこれに相当する職の職務		
4級	係長又はこれに相当する職の職務		
5級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係長又はこれに相当する職の職務		
6級	課長補佐又はこれに相当する職の職務		
7級	課長又はこれに相当する職の職務		
8級	部長又はこれに相当する職の職務		

(瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年瀬戸市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。	第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。

(瀬戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第3条 瀬戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年瀬戸市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) <省略></p> <p><u>(2) 職員の人事評価の状況</u></p> <p><u>(3) <省略></u></p> <p><u>(4) <省略></u></p> <p><u>(5) <省略></u></p> <p><u>(6) <省略></u></p> <p><u>(7) <省略></u></p> <p><u>(8) 職員の退職管理の状況</u></p> <p><u>(9) 職員の研修の状況</u></p> <p><u>(10) <省略></u></p> <p><u>(11) <省略></u></p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) <省略></p> <p><u>(2) <省略></u></p> <p><u>(3) <省略></u></p> <p><u>(4) <省略></u></p> <p><u>(5) <省略></u></p> <p><u>(6) <省略></u></p> <p><u>(7) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況</u></p> <p><u>(8) <省略></u></p> <p><u>(9) <省略></u></p>

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年瀬戸市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条並びに第7条並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条並びに第7条並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第3条の規定による改正後の瀬戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（以下「新条例」という。）第2条の規定により任命権者が平成27年度における人事行政の運営の状況を報告する場合における新条例第3条の規定の適用については、同条第2号中「人事評価」とあるのは、「勤務成績の評定」とし、同条第8号の規定は、適用しない。